

役員報酬並びに費用弁償に関する規程

特定非営利活動法人Ohana

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人 Ohana 定款第19条に基づき、役員に支給する報酬並びに費用弁償について、基本的事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事を言う

(2) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費を言う。報酬とは明確に区別されるものである。

(報酬の決定)

第3条 役員は報酬は支給対象者及び支給額を総会で決定する。

(報酬の額)

第4条 支給対象者の報酬総額は、予算の報酬総額限度内で支給することができる。

(報酬支給日)

第5条 役員の報酬及び費用は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

(委任)

第7条 この規定に定めのない事項については、法令ならびに定款あるいは理事会の決定に従うものとする。

附則

この規定は、平成27年4月1日より施行する。

この規定は、平成28年5月22日より施行する。

この規程は、令和1年5月25日より施行する。

特定非営利活動法人Ohana 職員給与規程

(目的及び適用範囲)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人Ohana 職員就業規則(以下「就業規則」という。)

第28条の規定により、職員の給与に関する取扱いについて定めるものとする。

2 前項の職員とは、就業規則第1条第2項に定める職員をいう。

(均等待遇)

第2条 職員の国籍、信条、又は社会的身分を理由として、給与において差別的取り扱いをすることはしない。

(給与の体系)

第3条 職員の給与の体系は次のとおりとする。

一 給与

- ① 基本給
- ② 管理職手当
- ③ 職務手当
- ④ 処遇改善加算手当
- ⑤ 特別手当
- ⑥ 通勤手当
- ⑦ 延長時間勤務手当
- ⑧ 時間外勤務手当
- ⑨ 休日勤務手当
- ⑩ 深夜勤務手当

二 賞与

- ① 基本給
- ② 処遇改善加算手当

(給与の計算期間及び支払日)

第4条 給与の計算期間は、当月1日から当月末日までの1か月とし、その期間分を次月15日に支払う。ただし、当日が休日の場合にはその前日に支払う。

2 前項の規定は、賞与については適用しない。

(給与の計算方法)

第5条 欠勤、遅刻、早退若しくは私用外出等により、所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する給与は支給しない。ただし、別に定めがある場合は、その定めによる。

2 前項の場合において、従事しなかった時間の計算は、当該給与計算期間の末日において合計し、1時間未満は切り捨てる。この場合の時間単価の計算は次のとおりとする。

基本給÷月所定労働時間数＝時間単価

3 新たに採用された職員及び昇給した職員の給与は、発令の日から日割り計算による。月の途中での休職、退職の場合も同様とする。この場合の日割り計算の方法は、次のとおりとする。

基本給÷月所定労働日数＝日割り単価

日割り単価×実労働日数＝支給額

(支払方法)

第6条 給与は、通貨又は銀行振込で職員にその全額を支給する。ただし、法令により定めあるもの及び職員の過半数を代表する者と書面により協定したものは、これを控除して支払う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員又は遺族の請

求があれば給与支払日前であっても既往の労働に対する給与を支給する。

- 一 職員及び職員の扶養家族の結婚、出産、疾病、災害又はやむを得ない理由による1週間以上の帰郷
 - 二 職員が死亡し、解雇され、又は退職した場合
 - 三 その他やむを得ない事情があると法人が認めた場合
- 3 死亡退職により給与を支払う場合の遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条における相続権者及び相続順位とする。

(休暇の取扱い)

第7条 就業規則第13条に定める年次有給休暇及び第26条慶弔休暇、第27条裁判員のための休暇の期間は、所定勤務時間勤務したときに支払われる通常の給与を支払う。

第8条 就業規則第15条(産前産後の休業)、第16条(母子健康管理のための休暇等)、第17条(育児時間・生理休暇)、第18条(育児休業)、第19条(介護休暇)、第20条(子の看護休暇)、第21条(介護休暇)、第24条(育児・介護のための短時間勤務)に定める休暇等の期間は無給とする。

(業務上疾病等による休業の取扱い)

第9条 業務上の傷病又は通勤災害により休業した者は、労働基準法及び労働者災害補償保険法の定めによって保険給付を受けるものとする。

- 2 その他本規程に定めのない事項については、各関係法令の例により理事会がこれを定める。

(休職期間の給与)

第10条 休職期間中の給与は支給しない。ただし、法人が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

(給与形態及び基本給月額)

第11条 職員の基本給は、月給制とする。

- 2 職員の基本給月額は、本人の年齢、経験、能力、職責等を考慮して各人ごとに定める。
- 3 基本給月額を別表1に定める。

(初任給)

第12条 職員の初任給は、年齢、学歴、能力、職責の有無及び職務内容等を勘案し、各人ごとに決定する。

(等級の変更)

第13条 昇格、職種の変更等により現に受けている給料表の等級に変更が生じた場合は、現に受けている基本給月額を下回らない号給とする。

(定期昇給)

第14条 定期昇給は、勤務成績その他が良好な職員について、毎年1回を原則とし、4月に行う。ただし試用期間を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人の経営状態により行わないことがある。

(特別昇給)

第15条 勤務成績が特に優秀と認められる職員については、前条の規定にかかわらず特別昇給をさせることができる。

(昇給制限)

第16条 次の各号に該当する者に対しては、昇給させないことがある。

- 一 休職中の者

- 二 勤務成績又は勤務能力の極めて劣る者
- 三 年間欠勤率1割以上の者

(管理職手当)

第17条 管理監督の地位にある次の者に管理職手当を支給する。

- 一 施設長 基本給の5%

(職務手当)

第18条 法人が定める職務に従事する上で、特別に公的資格を有する職員に職務手当を支給する。

- 2 対象となる公的資格およびその支給額を別表2に定める。
- 3 対象となる公的資格を複数保有する場合は、一公的資格のみ支給し、重複して支給することはない。

(処遇改善加算手当)

第19条 国が算定する福祉職員処遇改善加算により福祉業務に従事する職員に対して処遇改善加算手当を支給する。

- 2 支給については、対象期間中の加算金額の確定後、その支給額を決定し支給する。
- 3 処遇改善加算が算定される期間における処遇改善加算の取扱いについて、年度実績報告時までには処遇改善加算対象職員への支給額に不足が生じる場合は、3月度給与にて調整支給する。

(特別手当)

第20条 次の業務に従事したときは特別手当を支給する。

- 一 休業日の農園管理作業
 - 二 障害者の地域生活に係る事業サポート
 - 三 障害者の余暇支援に係る事業サポート
 - 四 その他、施設長が必要と認めるもの
- 2 特別手当の金額を別表3に定める

(通勤手当)

第21条 通勤手当は職員が通勤のために利用する最短距離の合理的な方法と経路の交通機関の1か月定期代相当額を支給する。ただし、通勤経路、限度額に関しては理事長の承認による。

(時間外勤務手当等)

第22条 職員に法定労働時間を超えて勤務させた場合には、時間外勤務手当を支給する。

- 2 職員に法定休日に勤務させた場合には、休日勤務手当を支給する。
- 3 職員に深夜(午後10時から午前5時まで)に勤務させた場合には、深夜勤務の割増手当を支給する。

(時間外勤務手当等の支給額)

第23条 前条の支給額の計算は次のとおりとする。

- 一 時間外勤務手当
時間単価×1.25×時間外勤務の時間数
- 二 休日勤務手当
時間単価×1.35×休日勤務の時間数
- 三 深夜勤務の割増手当
時間単価×0.25×深夜勤務の時間数

(賞与)

第24条 賞与は、6月1日及び12月1日に在職する職員（これらの日前1か月以内に退職又は死亡した職員を含む。）で6か月以上（試用期間を除く。）勤務する職員に対して、毎年6月度及び12月度に支給する。

- 2 前項の賞与は、法人の経営状態により、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。
- 3 賞与の支給率は、理事会がこれを定める。
- 4 賞与の支給方法等については給与の支給方法の例によりこれを支給する。
- 5 賞与について、本規程に定めのない事項については、理事会が定める。

別表1 給料表

| 一般職 | | | | | | 管理職 | | |
|-----|---------|-------|-----|---------|-------|-----|---------|-------|
| 号給 | 給料月額 | 昇給額 | | 給料月額 | 昇給額 | | 給料月額 | 昇給額 |
| 1 | 173,000 | | 66 | 238,000 | 1,000 | 1 | 240,000 | |
| 2 | 174,000 | 1,000 | 67 | 239,000 | 1,000 | 2 | 241,000 | 1,000 |
| 3 | 175,000 | 1,000 | 68 | 240,000 | 1,000 | 3 | 242,000 | 1,000 |
| 4 | 176,000 | 1,000 | 69 | 241,000 | 1,000 | 4 | 243,000 | 1,000 |
| 5 | 177,000 | 1,000 | 70 | 242,000 | 1,000 | 5 | 244,000 | 1,000 |
| 6 | 178,000 | 1,000 | 71 | 243,000 | 1,000 | 6 | 245,000 | 1,000 |
| 7 | 179,000 | 1,000 | 72 | 244,000 | 1,000 | 7 | 246,000 | 1,000 |
| 8 | 180,000 | 1,000 | 73 | 245,000 | 1,000 | 8 | 247,000 | 1,000 |
| 9 | 181,000 | 1,000 | 74 | 246,000 | 1,000 | 9 | 248,000 | 1,000 |
| 10 | 182,000 | 1,000 | 75 | 247,000 | 1,000 | 10 | 249,000 | 1,000 |
| 11 | 183,000 | 1,000 | 76 | 248,000 | 1,000 | 11 | 250,000 | 1,000 |
| 12 | 184,000 | 1,000 | 77 | 249,000 | 1,000 | 12 | 251,000 | 1,000 |
| 13 | 185,000 | 1,000 | 78 | 250,000 | 1,000 | 13 | 252,000 | 1,000 |
| 14 | 186,000 | 1,000 | 79 | 251,000 | 1,000 | 14 | 253,000 | 1,000 |
| 15 | 187,000 | 1,000 | 80 | 252,000 | 1,000 | 15 | 254,000 | 1,000 |
| 16 | 188,000 | 1,000 | 81 | 253,000 | 1,000 | 16 | 255,000 | 1,000 |
| 17 | 189,000 | 1,000 | 82 | 254,000 | 1,000 | 17 | 256,000 | 1,000 |
| 18 | 190,000 | 1,000 | 83 | 255,000 | 1,000 | 18 | 257,000 | 1,000 |
| 19 | 191,000 | 1,000 | 84 | 256,000 | 1,000 | 19 | 258,000 | 1,000 |
| 20 | 192,000 | 1,000 | 85 | 257,000 | 1,000 | 20 | 259,000 | 1,000 |
| 21 | 193,000 | 1,000 | 86 | 258,000 | 1,000 | 21 | 260,000 | 1,000 |
| 22 | 194,000 | 1,000 | 87 | 259,000 | 1,000 | 22 | 261,000 | 1,000 |
| 23 | 195,000 | 1,000 | 88 | 260,000 | 1,000 | 23 | 262,000 | 1,000 |
| 24 | 196,000 | 1,000 | 89 | 261,000 | 1,000 | 24 | 263,000 | 1,000 |
| 25 | 197,000 | 1,000 | 90 | 262,000 | 1,000 | 25 | 264,000 | 1,000 |
| 26 | 198,000 | 1,000 | 91 | 263,000 | 1,000 | 26 | 265,000 | 1,000 |
| 27 | 199,000 | 1,000 | 92 | 264,000 | 1,000 | 27 | 266,000 | 1,000 |
| 28 | 200,000 | 1,000 | 93 | 265,000 | 1,000 | 28 | 267,000 | 1,000 |
| 29 | 201,000 | 1,000 | 94 | 266,000 | 1,000 | 29 | 268,000 | 1,000 |
| 30 | 202,000 | 1,000 | 95 | 267,000 | 1,000 | 30 | 269,000 | 1,000 |
| 31 | 203,000 | 1,000 | 96 | 268,000 | 1,000 | 31 | 270,000 | 1,000 |
| 32 | 204,000 | 1,000 | 97 | 269,000 | 1,000 | 32 | 271,000 | 1,000 |
| 33 | 205,000 | 1,000 | 98 | 270,000 | 1,000 | 33 | 272,000 | 1,000 |
| 34 | 206,000 | 1,000 | 99 | 271,000 | 1,000 | 34 | 273,000 | 1,000 |
| 35 | 207,000 | 1,000 | 100 | 272,000 | 1,000 | 35 | 274,000 | 1,000 |
| 36 | 208,000 | 1,000 | 101 | 273,000 | 1,000 | 36 | 275,000 | 1,000 |
| 37 | 209,000 | 1,000 | 102 | 274,000 | 1,000 | 37 | 276,000 | 1,000 |
| 38 | 210,000 | 1,000 | 103 | 275,000 | 1,000 | 38 | 277,000 | 1,000 |
| 39 | 211,000 | 1,000 | 104 | 276,000 | 1,000 | 39 | 278,000 | 1,000 |
| 40 | 212,000 | 1,000 | 105 | 277,000 | 1,000 | 40 | 279,000 | 1,000 |
| 41 | 213,000 | 1,000 | 106 | 278,000 | 1,000 | 41 | 280,000 | 1,000 |
| 42 | 214,000 | 1,000 | 107 | 279,000 | 1,000 | 42 | 281,000 | 1,000 |
| 43 | 215,000 | 1,000 | 108 | 280,000 | 1,000 | 43 | 282,000 | 1,000 |
| 44 | 216,000 | 1,000 | 109 | 281,000 | 1,000 | 44 | 283,000 | 1,000 |
| 45 | 217,000 | 1,000 | 110 | 282,000 | 1,000 | 45 | 284,000 | 1,000 |
| 46 | 218,000 | 1,000 | 111 | 283,000 | 1,000 | 46 | 285,000 | 1,000 |
| 47 | 219,000 | 1,000 | 112 | 284,000 | 1,000 | 47 | 286,000 | 1,000 |
| 48 | 220,000 | 1,000 | 113 | 285,000 | 1,000 | 48 | 287,000 | 1,000 |
| 49 | 221,000 | 1,000 | 114 | 286,000 | 1,000 | 49 | 288,000 | 1,000 |
| 50 | 222,000 | 1,000 | 115 | 287,000 | 1,000 | 50 | 289,000 | 1,000 |
| 51 | 223,000 | 1,000 | 116 | 288,000 | 1,000 | 51 | 290,000 | 1,000 |
| 52 | 224,000 | 1,000 | 117 | 289,000 | 1,000 | 52 | 291,000 | 1,000 |
| 53 | 225,000 | 1,000 | 118 | 290,000 | 1,000 | 53 | 292,000 | 1,000 |
| 54 | 226,000 | 1,000 | 119 | 291,000 | 1,000 | 54 | 293,000 | 1,000 |
| 55 | 227,000 | 1,000 | 120 | 292,000 | 1,000 | 55 | 294,000 | 1,000 |
| 56 | 228,000 | 1,000 | 121 | 293,000 | 1,000 | 56 | 295,000 | 1,000 |
| 57 | 229,000 | 1,000 | 122 | 294,000 | 1,000 | 57 | 296,000 | 1,000 |
| 58 | 230,000 | 1,000 | 123 | 295,000 | 1,000 | 58 | 297,000 | 1,000 |
| 59 | 231,000 | 1,000 | 124 | 296,000 | 1,000 | 59 | 298,000 | 1,000 |
| 60 | 232,000 | 1,000 | 125 | 297,000 | 1,000 | 60 | 299,000 | 1,000 |
| 61 | 233,000 | 1,000 | 126 | 298,000 | 1,000 | 61 | 300,000 | 1,000 |
| 62 | 234,000 | 1,000 | 127 | 299,000 | 1,000 | | | |
| 63 | 235,000 | 1,000 | 128 | 300,000 | 1,000 | | | |
| 64 | 236,000 | 1,000 | 129 | 301,000 | 1,000 | | | |
| 65 | 237,000 | 1,000 | 130 | 302,000 | 1,000 | | | |

別表2 職務手当

| 資格名 | 一か月当りの職務手当 |
|------------|------------|
| 一級造園施工管理技士 | 3,000円 |
| 社会福祉士 | 3,000円 |
| 精神保健福祉士 | 3,000円 |

別表3 特別手当

一律4000円/回

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

| | | | |
|-----|-----------------|------|---------------------------------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 Ohana | 事業年度 | 平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 |
|-----|-----------------|------|---------------------------------|

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

| 収益源泉の内訳 | 金額 |
|--------------|--------------|
| 受取入会金 | 4,000 円 |
| 正会員会費 | 54,000 円 |
| 賛助会員会費(応援団費) | 835,100 円 |
| 障害福祉サービス事業収益 | 34,502,636 円 |
| 就労支援事業収益 | 17,403,753 円 |
| 余暇支援事業収益 | 16,650 円 |
| 生活支援事業収益 | 71,100 円 |
| 受取補助金 | 6,452,000 円 |
| 受取民間助成金 | 1,395,000 円 |
| 受取寄附金 | 161,000 円 |
| 受取利息 | 200 円 |
| 雑収益 | 55,000 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| 合 計 | 60,950,439 円 |

(2) 借入金の明細

| 借入先 | 金額 |
|-----|----|
| なし | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| 合 計 | 円 |

(3) その他

| |
|----|
| なし |
| |
| |

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

| | | |
|-----|-----------------|-------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 Ohana | チェック欄 |
|-----|-----------------|-------|

| | |
|---|---|
| <p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p> | ○ |
|---|---|

イ

| 区 分 | 項 目 | 役員数 | 最も人数が多い「親族等」のグループの人数 | 割 合 (②÷①) | 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 | 割 合 (④÷①) |
|-----|-------------------|-----|----------------------|--------------|---|--------------|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ① | H31年4月1日～R2年3月31日 | 10人 | 0人 | 0% | 2人 | 20% |
| ② | 年月日～年月日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ③ | 年月日～年月日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ④ | 年月日～年月日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ⑤ | 年月日～年月日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ⑥ | 年月日～年月日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ⑦ | 年月日～年月日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| 申請時 | | 人 | 人 | % | 人 | % |

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

| 各社員の表決権が平等である | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 申請時 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 上記を証する書類の名称とその内容等 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

| 項 目 | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | 申請時 |
|---|--|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ |
| 帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ |

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

| 項 目 | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | 申請時 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

| 項 目 | 記 載 要 領 | 注 意 事 項 |
|------|--|---|
| イの各欄 | 区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。 | |
| ロの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。 | 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。 |
| ハの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉔」)を示したものです。 | ① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。 |
| ニの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉔」)を示したものです。 | |

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

| 法人名 | 特定非営利活動法人 Ohana | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | 申請時 |
|--|-----------------|-----|---|---|---|---|---|-----|
| 役員数 | | 10人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| (1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数 | | 0人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| (2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数 | | 2人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

| 役員 の 内 訳 | | | | | | | | | | | |
|----------|----|----|-----|--------|---|---|---|---|---|-----|--|
| 氏名 | 住所 | 職名 | 続柄等 | 就任等の状況 | | | | | | | 就任・退任 年月日 |
| | | | | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | 申請時 | |
| 春口明朗 | | 理事 | | ○ | | | | | | | H16.12.7 理事就任 R1.11.30 理事退任 |
| 亀倉順子 | | 理事 | | ○ | | | | | | | H23.6.19 監事就任 H26.6.18 監事退任 H26.6.19 理事就任 |
| 阿部陽一郎 | | 理事 | | ○ | | | | | | | H19.6.19 理事就任 |
| 山田正則 | | 理事 | | ○ | | | | | | | H16.12.7 監事就任 H19.6.18 監事退任 H19.6.19 理事就任 |
| 山田弘夫 | | 理事 | | ○ | | | | | | | H16.12.7 理事就任 |
| 平井威 | | 理事 | | ○ | | | | | | | H24.6.19 理事就任 |
| 加藤徳寿 | | 理事 | | ○ | | | | | | | H27.6.19 理事就任 |

| | | | | | | | | | | | |
|--------|--|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 喜多川元司 | | 理事 | | | | | | | | | H29. 6. 19 理事就任 R1. 6. 19 理事退任 |
| 坂田晴弘 | | 監事 | | | | | | | | | H16. 12. 7 理事就任 H26. 6. 18 理事退任 H26. 6. 19 監事就任 |
| 桂田稔彦 | | 監事 | | | | | | | | | H29. 6. 19 監事就任 R1. 6. 19 監事退任 |
| 白瀬美弘 | | 理事 | | | | | | | | | R1. 6. 19 理事就任 |
| 久下靖征 | | 監事 | | | | | | | | | R1. 6. 19 監事就任 |
| 佐々木美知子 | | 理事 | | | | | | | | | R1. 6. 19 理事就任 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

| 法人名 | 特定非営利活動法人 Ohana | | |
|---------|---------------------|-------|------|
| 伝票又は帳簿名 | 左の帳簿等の形態 | 記帳の時期 | 保存期間 |
| 現金出納帳 | 装丁帳簿 | 毎日 | 10年 |
| 総勘定元帳 | 会計ソフト使用 ルーズリーフ | 毎月 | 10年 |
| 補助元帳 | 会計ソフト使用 ルーズリーフ | 毎月 | 10年 |
| 固定資産台帳 | エクセル使用 ルーズリーフ | 毎年 | 10年 |
| 小口現金出納帳 | エクセル使用 ルーズリーフ | 毎日 | 10年 |
| 給与台帳 | 給与計算ソフト使用 ルーズリーフ | 毎月 | 10年 |
| 振替伝票 | 一枚伝票 | 毎月 | 10年 |
| 仕訳日記帳 | 会計ソフト使用 ルーズリーフ | 毎月 | 10年 |
| | | | |
| | | | |

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

| 法人名 | 特定非営利活動法人 Ohana | | | | | | チェック欄 |
|--|-------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員等の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること | | | | | | | ○ |
| イ | | | | | | | |
| 項 目 | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | 申請時 |
| 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動 | 有・ <input checked="" type="radio"/> | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動 | 有・ <input checked="" type="radio"/> | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動 | 有・ <input checked="" type="radio"/> | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| ロ | | | | | | | |
| 項 目 | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | 申請時 |
| 役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 役員等に対し役員等の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

| | | | | | | |
|--|--|---|-----|--|----|-----|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 Ohana | チェック欄 | | | | |
| 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること | | ○ | | | | |
| イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類 | | | | | | |
| 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。 | | <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">同 意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">する</td> <td style="text-align: center;">しない</td> </tr> </table> | 同 意 | | する | しない |
| 同 意 | | | | | | |
| する | しない | | | | | |
| イ | ① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) | | | | | |
| ロ | 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 | | | | | |
| ハ | 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 | | | | | |
| ニ | 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 | | | | | |
| ホ | 次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日 | | | | | |
| ヘ | 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し | | | | | |

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

| | |
|-----|-----------------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 Ohana |
|-----|-----------------|

認定基準等チェック表 (第6表)

| | | | | | |
|---|-------|-----|-----|-----|-----|
| 6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること | チェック欄 | | | | |
| 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無 | | | | | |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

認定基準等チェック表 (第7表)

| | | | | | | |
|---|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと | チェック欄 | | | | | |
| ○ | | | | | | |
| 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無 | | | | | | |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 申請時 |
| 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。 | | | | | | |

認定基準等チェック表 (第8表)

| | | | |
|---|----------|-------|----------|
| 8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること | チェック欄 | | |
| | | | |
| 事業年度 | 月 日～ 月 日 | 設立年月日 | 平成 年 月 日 |

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

| 法人名 | 特定非営利活動法人 Ohana | チェック欄 |
|---|--|---|
| 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(註2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | | ○ |
| 1 | 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 | |
| イ | 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| ロ | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| ハ | 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| ニ | 暴力団の構成員等の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| 2 | 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ |
| 3 | 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ |
| 4 | 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ |
| 添付書類 | 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要 | |
| 5 | 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ |
| 6 | 次のいずれかに該当する法人 | |
| イ | 暴力団 | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ |
| ロ | 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ |